

## 国民健康保険料減免制度

世帯主が特別な事由により、収入が一時的に著しく減少し、保険料を納付することが困難になった世帯に対し、保険料が減免される場合があります。詳しくは保険医療助成課へお問い合わせください。

### 対象となる特別な事由

- 火災などの災害で、その資産に重大な損害を受けたとき
- 廃業や長期の疾病などで就労が困難になったことにより、所得が前年より3割以上減少したとき(世帯主と被保険者全員の前年中の合計所得金額が400万円未満の場合に限る)
- 被用者保険(国民健康保険組合を除く職場の健康保険など)の被保険者本人が後期高齢者医療制度の対象になったことで、その被扶養者が被用者保険の資格を喪失し、国保の被保険者になったとき
- 生活保護法の適用を受けることになったとき

## 柔道整復師の施術を受ける人へ

骨折、脱臼、打撲、捻挫(肉離れを含む)の施術を受けたときや、骨、筋肉または関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているときは、整骨院や接骨院で受けた施術でも健康保険の対象になります(骨折、脱臼は緊急の場合を除いて、あらかじめ医師の同意が必要)。ただし、次のような場合は対象になりませんので、負傷の原因は正確にきちんと伝えましょう。

### 健康保険の対象にならないものの例

- 疲労や慢性的な要因からくる肩凝りや筋肉疲労
- 脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善がみられない長期の施術
- 保険医療機関(病院、診療所など)でも同じ箇所を治療している負傷など
- 労災保険が適用される仕事や通勤途上での負傷

### 注意事項

- ◆ 交通事故など第三者行為に該当する場合は、保険医療助成課へ連絡してください。
- ◆ 施術が長期にわたる場合、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。
- ◆ 柔道整復は、患者が自己負担分を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任」という方法が認められています。受領委任には施術を受けた人の自筆の署名が必要ですので、柔道整復施術療養費支給申請書の内容をよく確認して署名してください。

## 国民健康保険の届け出は必ず14日以内に

### 世帯主による届け出の義務

加入や脱退、世帯の分離や合併など、家族の中で国保の資格に異動がある場合は、その事実が発生してから必ず14日以内に、世帯主または家族が届け出をする必要があります。

### 国民健康保険をやめる人へ

会社に就職したり、扶養に入ったりしたときは、新しい保険証が届き次第、速やかに国保をやめる届け出をしてください。

### 注意事項

- ◆ 国保をやめる届け出をするまでは、保険料が賦課されたままになっています。勤務先からの通知や手続きはありませんので、必ず個人で国保をやめる届け出をし、遅れたり、届け忘れたりしないようにご注意ください。
- ◆ 国保の資格は、新しい健康保険の加入日(認定日)で喪失します。資格を喪失した後に国保の被保険者証を使用した場合は無効になります。誤って使用したときは、市から医療機関などへ支払った医療費を請求する場合がありますので、ご注意ください。

### このようなときは届け出を

	このようなとき	届け出に必要なもの
加入	転入したとき	印鑑
	他の健康保険をやめたとき	印鑑、離職票または健康保険の離脱(資格喪失)証明書
	子どもが生まれたとき	印鑑
	生活保護法の適用を受けなくなったとき	印鑑、生活保護廃止証明書
脱退	日本在留期間が3カ月を超えていて、津市で住民登録をしたとき	在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書のうちいずれか1つ、パスポート
	転出するとき ※修学または施設入所のため住民票を異動する場合は、継続して加入できますので、在学・入所を証明する書類を添えて届け出てください。この届け出なしに転出した場合、国保の資格を喪失する場合があります。	印鑑、国保の被保険者証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑、国保の被保険者証、他の健康保険の被保険者証
	死亡したとき	印鑑、国保の被保険者証
加入中の手続き	生活保護法の適用を受けたとき	印鑑、国保の被保険者証、生活保護開始証明書
	住所、氏名、または世帯主が変わったとき	印鑑、国保の被保険者証
	世帯を分離または合併したとき	印鑑、国保の被保険者証
	修学または施設入所のため市外へ住民票を移すとき	印鑑、国保の被保険者証、在学・入所を証明する書類
	国保の被保険者証を紛失したり、汚れて使えなくなったとき	印鑑、使えなくなった国保の被保険者証

※家族がすでに国保に加入している場合は、その被保険者証も必要になる場合があります。

※世帯主および被保険者のマイナンバーを記載する必要がありますので、個人番号カードまたは通知カード(通知カードの場合は、運転免許証やパスポートなど本人確認ができるものとともに)を用意してください。